荒谷土居屋敷跡発掘調査概報

―一般国道２号線の改築工事に係る―

1980

広　島　県　教　育　委　員　会

(財)広島県埋蔵文化財調査センター

荒谷土居屋敷跡発掘調査概報正誤表

頁	行	誤	正
例　言	（5）	復元,	復原,
図版目次	図版6 *b*	暗渠取水部	同上取水部
1	8	移転復元し,	移転復原し,
2	第1図説明	3.　福城寺跡	3.　福成寺跡
3	8	廉古墳	簾古墳
7	第5図説明	西壁断面図	西壁土層断面図
9	23	平面形を	方形を
〃	第7図説明		（1：80）
14	22	（1349）	（1493）
〃	〃	（1441）	（1471）
15	1	（1553）	（1554）
〃	13	墨代の	累代の
〃	15	（1395—1427）	（1394—1427）
図版6	b	取口部	取水部

例　　言

1．本書は，昭和54年８月27日から同年９月30日までの間に実施した国道２号線改築工事にともなう荒谷土居屋敷跡北堀の発掘調査概報である。

2．発掘調査は，広島県教育委員会が建設省から委託を受け，財団法人広島県埋蔵文化財調査センターと協力して実施した。

3．本遺跡の地形測量及び荒谷家墓地，同出土古銭の写真撮影には荒谷紀之氏の協力をうけた。

4．本書は，松村昌彦（Ⅰ，Ⅱ，Ⅵ），鍜治益生（Ⅲ，Ⅳ），馬渕和雄（Ⅴ）が分担して執筆し，松村が編集した。

5．製図は鍜治が行い，出土遺物の整理，復元，写真撮影は馬渕が行った。

6．本書に使用した遺構表示記号は次のとおりである。
　堀：H，住居跡状遺構：J，暗渠：M，杭：K

7．「第１図に使用した地図は，建設省国土地理院長の承認を得て，同院発行の５万分の１の地形図を複製したものである。（承認番号）昭55中複，第９号」

目　　次

Ⅰ　はじめに……(1)

Ⅱ　位置と環境……(2)

Ⅲ　調査の概要……(5)

Ⅳ　遺　　構……(6)

Ⅴ　出土遺物……(10)

Ⅵ　まとめ……(13)

挿図目次

第1図　遺跡位置図……(2)
（1：50,000）

第2図　遺跡周辺地形図……(4)
（1：2,500）

第3図　調査区及び遺構配置図……(5)
（1：1,000）

第4図　遺構配置図……(6)
（1：300）

第5図　第4T（上）、第6T（下）
西壁土層断面図……(7)
（1：80）

第6図　暗渠実測図……(8)
（1：40）

第7図　堀東北隅南壁（上），第1T
西端北壁（中），第3T東壁
（下）、土層断面図……(9)
（1：80）

第8図　出土遺物実測図……(11)
（1：3）

第9図　杭実測図……(12)
（1：6）

図版目次

図版1 *a*　荒谷土居屋敷近景（南より）
b　同上（西より）

図版2 *a*　土塁東南隅（東より）
b　同西南隅（西より）

図版3 *a*　北堀発掘調査前の状態（東より）
b　同上，完掘の状態（東より）

図版4 *a*　堀東北隅（西より）
b　同上断面（北より）

図版5 *a*　堀中央部断面（東より）
b　第6トレンチ西壁断面（東より）

図版6 *a*　暗渠全景（北より）
b　暗渠取水部（西より）

図版7 *a*　第1号住居跡状遺構及び溝・柵列状遺構（北より）
b　第2号住居跡状遺構（西より）

図版8　出土遺物

図版9 *a*　荒谷家墓地（東より）
b　荒谷家墓地出土古銭

Ⅰ はじめに

昭和53年8月，広島県教育委員会は国道2号線改築工事予定地として，荒谷土居屋敷跡の背後にある堀とその外側に広がる平坦地がかかっていることを知り，ただちに建設省中国地方建設局広島国道工事事務所にこのことを通知するとともに県及び東広島市教育委員会との協議を求めた。設計図をもとに協議の結果，現地はすでに用地買収も終了し，工事は本遺跡のすぐ東側まで進行中であり，工事の設計変更は困難であることから調査を実施することもやむを得ないと思われた。これより先に建設省は，本遺跡の東方約500mにある明治初期の石造り農業用水道，通称「三永の石門」と呼ばれていた築造物を移転復元し，市教育委員会がこれを了知していたことから，本遺跡については市教育委員会が調査を行うよう指導に当った。しかし，市教育委員会には調査の体制がなく，県教育委員会としても昭和53年度の調査は諸事情から不可能であった。このため昭和54年度に県教育委員会及び財団法人広島県埋蔵文化財調査センターが調査を行い，記録保存の措置を講ずることとした。

発掘調査は昭和54年8月27日から9月30日までの約1カ月間にわたって実施し，次の者が担当した。

松村　昌彦　　広島県教育委員会事務局管理部文化課指導主事

鍜治　益生　　(財)広島県埋蔵文化財調査センター調査研究課調査研究員

馬渕　和雄　　同　　上

調査にあたっては，広島大学文学部考古学研究室の潮見浩教授に指導と助言をいただき，太田雅慶，太田裕子，今田幸博，荒谷紀之の各氏および東広島市教育委員会の御協力をいただいた。ここに厚くお礼を申し上げる次第である。

Ⅱ 位置と環境

荒谷土居屋敷跡は東広島市西条町大字上三永字泓に所在する。本遺跡は西条盆地の東南最奥部にあって，竹原市田万里町，仁賀町との境に近く，竹原市仁賀町に通じる峠の西方に聳える標高 442m の山塊から北に延びる丘陵の先端を利用して築いており，遺跡周辺は棚田水田となっている。またこの地は本遺跡の北側背後を国道2号線が通っていることから窺われるように，古くから西条盆地に入る交通上の要地である。なお，江戸時代の山陽道は，本遺跡の東方約 800m の竹原市との境の石立から，松子山の峠を越えて助実に入り，当時四日市と呼ばれていた現在の市街地に至っており，

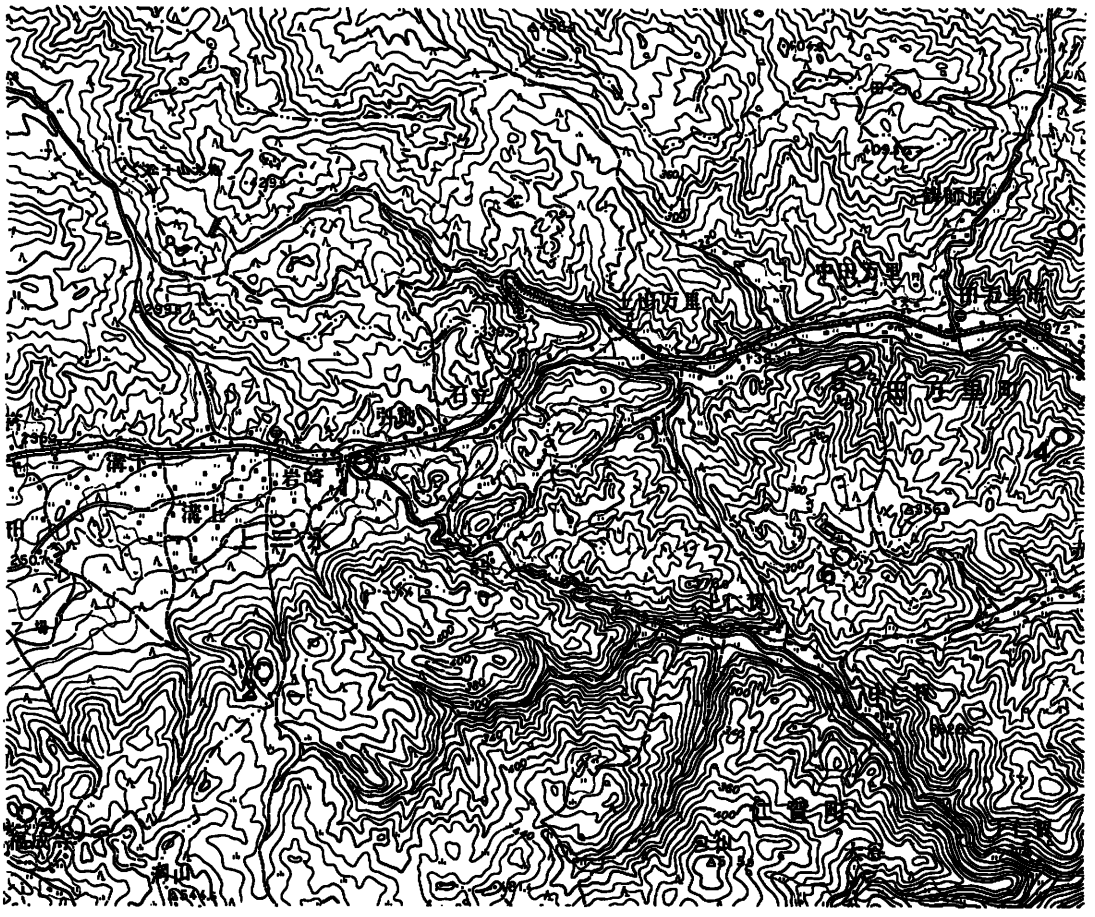

第1図　遺跡位置図（1：50,000）

1. 荒谷土居屋敷跡　2. 茶臼城跡　3. 福城寺跡　4. 末徳師城跡
5. 藤ケ平城跡　6. 片山城跡　7. 胡ケ丸城跡

東方へは田万里川沿いの道とは別に仁賀川に沿う道があるほか，南方へは仁賀を経由して安芸津町に通じる古道がある。

この地域の遺跡については十分な調査が行なわれていないため詳細は不明であるが，縄文時代では西条町御薗宇の龍王山山麓遺跡の後期の土器片[1]，竹原市田万里町の風呂ケ迫遺跡で石鏃などが出土している[2]。弥生時代では下三永の呉市貯水池の北側丘陵上にある長者原遺跡[3]があり，古墳時代では長者原遺跡の東端にある帆立貝式古墳であるすくも塚古墳[4]，箱式石棺に朱彩を施し，獣形鏡が出土した下三永の夫婦茶屋古墳[5]，刀剣類が出土した廉古墳[6]のほか，竹原市田万里町では鏡田石棺群，横穴式石室を内部主体とする火釜古墳，後田横穴[7]がある。奈良時代の遺跡としては呉市貯水池周辺に国分寺瓦，須恵器を焼く窯跡群[8]，平安時代から室町時代の遺跡としては福成寺跡などが知られている[9]。中世の山城としては福成寺跡西方に若山城があり生武・森重氏，福成寺跡東方には茶臼城があり細井・長谷・胡麻田・石橋氏などの大内氏或は福成寺の家人がいたといわれる。竹原市田万里町の藤ケ平城には井上大炊，末徳師城には吉見氏，胡ケ丸城には吉備津内膳，竹原市仁賀町の片山城には仁賀藤左衛門が城主であったといわれている。このほか，竹原小早川氏の拠城である竹原市新庄町の木村城との間には天下城，茶臼城などがあるが[10]，これら竹原市側の城は地理的・歴史的経過からみて小早川氏の属城とみられる。

本遺跡周辺の歴史的経過については不明な点が多いが，西条盆地は中世に東西条と呼ばれ，平安時代末期に在地の土豪とみられる西条一族がいて，室町時代前半には宮方として活躍している。その後は，周防・長門の大内氏が勢力をのばし，永享11年（1439）幕府は大内氏から東西条を取り上げて沼田小早川氏に与えたが，長禄元年（1457）大内教弘は小早川領の田万里まで侵入し，寛正2年（1461）幕府の東西条返還命令を拒み分国に編入している。応仁の乱が起ると東西条における大内氏の拠点で荒谷土居屋敷の西方7㎞の鏡山城が東軍の攻撃を受けたため，西軍に属した竹原小早川氏の弘景は援軍を出している。文明7年（1475）に徳政一揆が起ると，武田・沼田小早川氏が鏡山城を攻撃したが，大内政弘は吉田郡山城の毛利豊元に命じてこれを鎮圧させ追い払った。豊元はこの功により三永など東西条に知行を得ており，毛利氏の進出がみられる。なお，大内氏に従っていた竹原小早川氏も西条盆地内に勢力を有していたようで，戦国期の荒谷氏は小早川氏に従っている。

注

(1) 広島県教育委員会『三ッ城古墳』広島県文化財調査報告第1集，1954
(2) 本村豪章「竹原周辺の考古学的考察」『竹原市史』（第2巻）1963
(3) 広島県教育委員会『広島県埋蔵文化財包蔵地地名表』1961　同上注(1)
(4) 潮見浩「西条周辺の遺跡・遺物」『広島県文化財ニュース』第35号　1967
(5) 同上注(1)のほか新たに昭和48年山陽新幹線建設工事により発見された。
(6) 広島県教育委員会「広島県埋蔵文化財包蔵地地名表」の塚迫古墳にあたる。
(7) 同上　注(2)
(8) 広島県教育委員会『山陽新幹線建設予定地内埋蔵文化財包蔵地分布図』1970
(9) 西条町教育委員会『西条町誌』1971
(10) 『芸藩通志』，広島県山城台帳による。

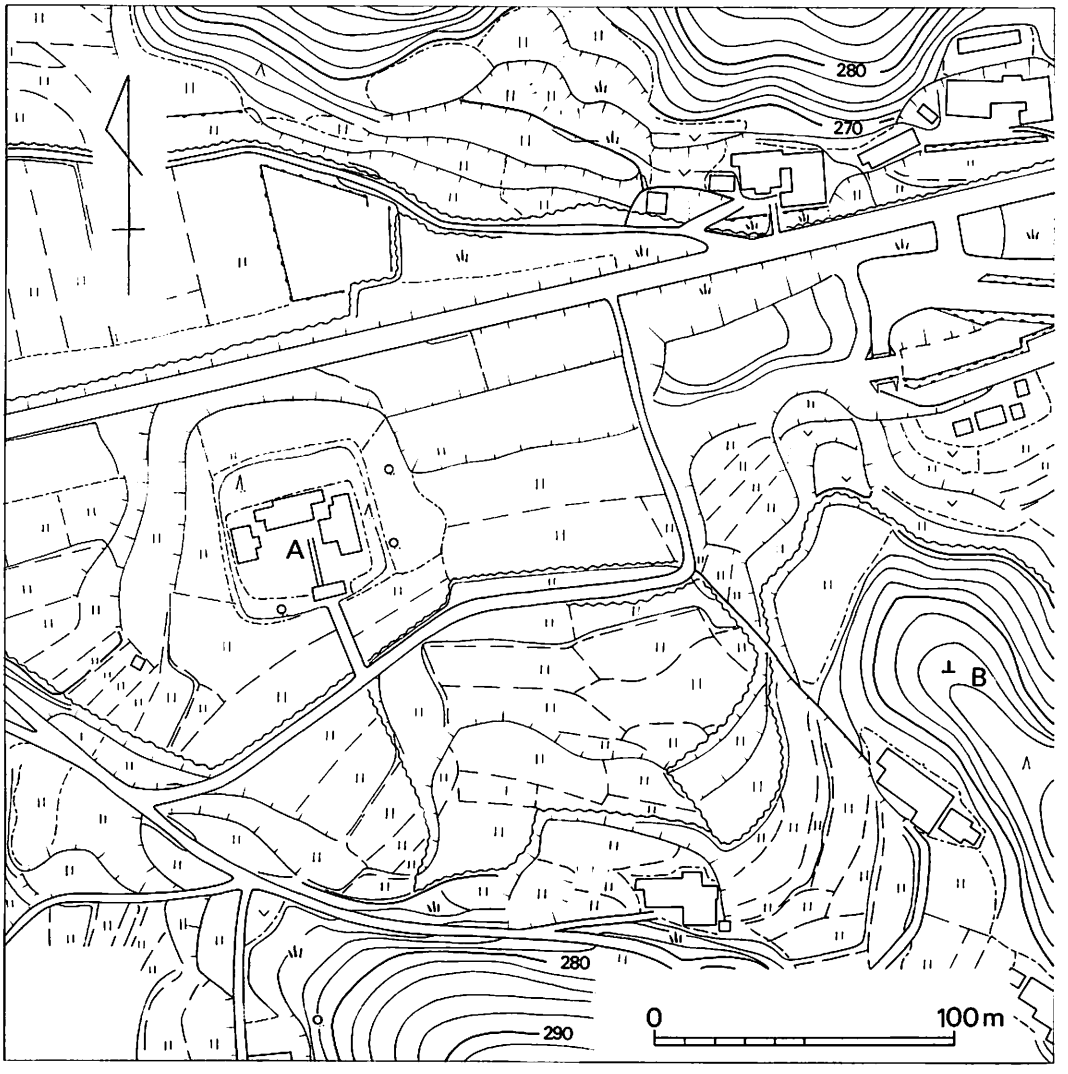

第2図　遺跡周辺地形図（1：2,500）
A　荒谷土居屋敷跡　　B　荒谷家墓地

Ⅲ 調査の概要

調査は工事予定地である北堀の東半分と，堀の外側に広がる平坦地を行った。堀は上端幅約6 m，堀底幅1.9～2.1m，深さ約2.2mを測り断面は逆台形を呈している。東側の堀は東北隅から土塁に沿って南に延び，西北隅は未確認であるが現存する北堀西端の試掘により，西方に延びていることが明らかになった。

堀の外側に広がる平坦地は，東西方向に第1トレンチを設定のほか6本のトレンチを設定して，遺構の確認を行った結果，中央部付近は地山を削平し，東・西縁部は盛土によって平坦地を造っており，中央付近から東側にかけては，地業以前に造られた住居跡状遺構や柵列状遺構を確認した。また堀の東北隅では外方に延びている暗渠を確認した。

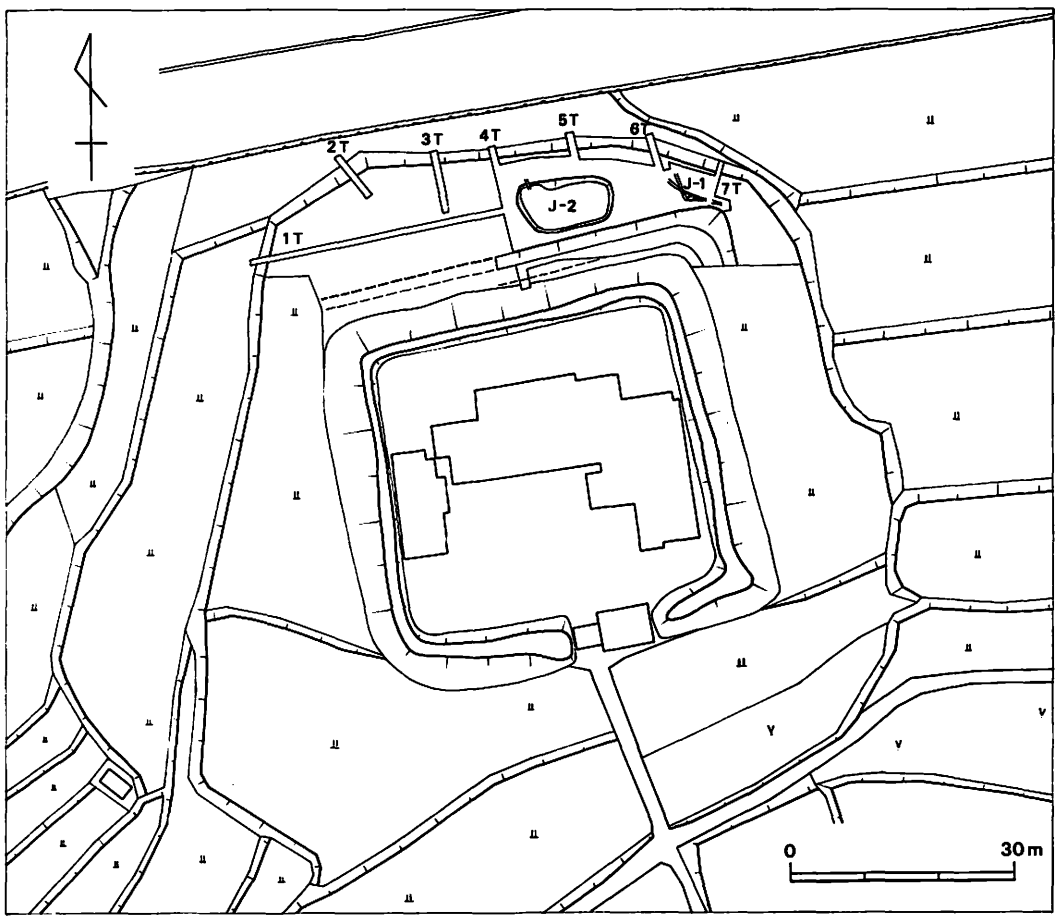

第 3 図　調査区及び遺構配置図（1：1,000）

Ⅳ 遺　　構

土居屋敷の規模は，外法で東辺48m，西辺49m，南辺53m，北辺54mを測り，内法は東辺36.5m，西辺36m，南辺40.5m，北辺38.5mのほぼ正方形を呈す。土塁の高さは水田面から4.0～4.7m，土居の内部から1.5～2.7mを測り，土居の内部は水田面から 1.5～2m高い。なお，南側の水田は他よりも若干高い。土居の内部については地山面が出ていることから，上部を削平して平坦にしているとみられる。

堀の規模は，東北隅から東堀となる部分で上端幅推定約6m，堀底幅2.7m，深さ現表土下2.3m，第6トレンチを延長した付近では上端幅推定5.6m，堀底幅2.1m，深さ現表土下2.1m，第4トレンチでは上端幅推定5.6m，堀底幅1.9m，深さ現表土下2.2mである。なお，断面は逆台形を呈し，外側の立上りは約45度の傾斜角度である。土塁側の傾斜角度は崩落が著しいため不明瞭であるが，第4トレンチではほぼ同じ傾

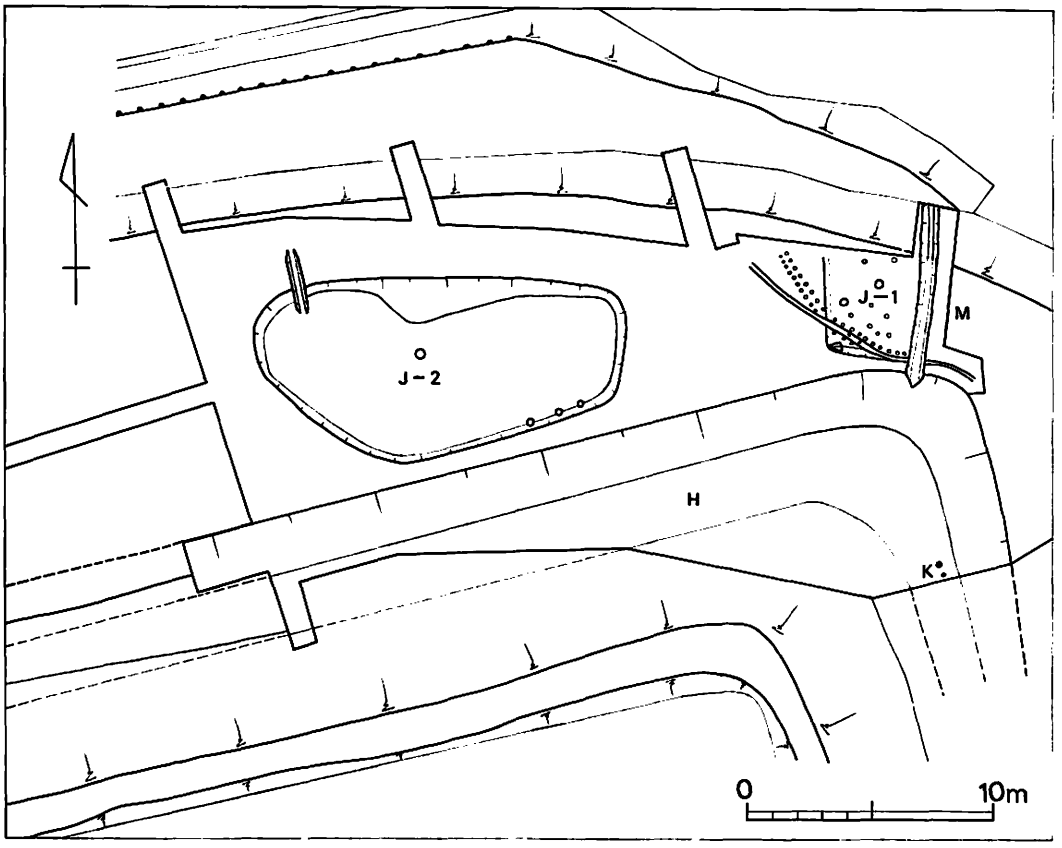

第4図　遺構配置図(1：300)

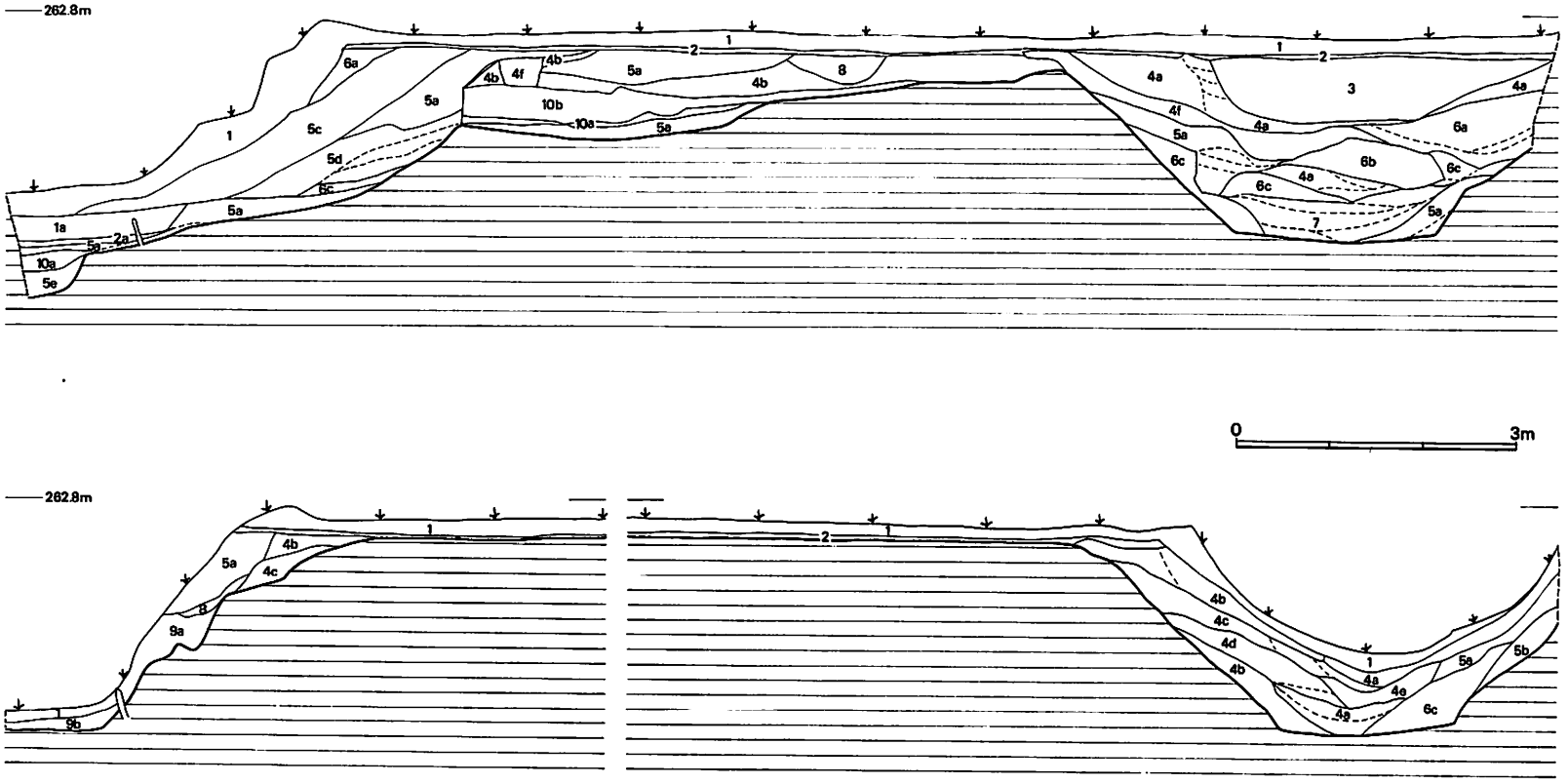

1　表　土　　1 a 旧表土　　2　床　土　　2 a 旧床土　　3　埋　土　　4 a 灰褐色粘質土　　4 b 灰褐色砂質土
4 c 灰褐色砂質土（炭化物を含む）　　4 d 灰褐色砂質土（鉄分を含む）　　4 e 灰褐色砂質土（炭化物鉄分を含む）
4 f 淡灰褐色砂質土　　5 a 暗褐色砂質土　　5 b 暗褐色パイラン土　　5 c 褐色砂礫土　　5 d 暗褐色砂礫土
5 e 暗褐色粘質土　　6 a 黄褐色砂質土　　6 b 黄褐色パイラン土　　6 c 暗黄褐色砂質土　　6 d 黄白色砂質土
7 a 青灰色粘質土（上層）　　7 b 青灰色粘質土（中層）　　7 c 青灰色粘質土（下層）　　8　赤褐色砂質土
9 a 灰黒色砂質土　　9 b 暗灰黒色粘質土　　10 a 暗茶褐色砂礫土　　10 b 茶褐色砂質土

第 5 図　第4 T（上），第6 T（下）西壁断面図（1：80）

斜角度で盛土しているものと推察される。

堀内における堆積土の状態は，東北隅から東側の堀となる付近では土塁側と堀の外方平坦地側から灰褐色土や黄褐色土などの流入土，3層からなる厚さ 110cmの青灰色粘質土，その上部に厚さ80～90cmの埋土，さらに厚さ10～15cmの灰褐色砂質土，床土，現表土となっている。このような堆積状態は第6トレンチにおいてもほぼ同様であるが，青灰色粘質土は厚さ約40cmとなり，その上部に青灰色粘質土への漸移層とみられる灰褐色粘質土が30～40cmの厚さに堆積している。そして第4トレンチでは堀底に青灰色粘質土に代って30～40cmの灰褐色粘質土が堆積しており，北堀西端の試掘地点にも最下層に厚さ約20cmで堆積している。このことから堀は東側から水を入れて用水池とし，暗渠から下方の水田に水を流していたものが土砂の堆積により用水池としての機能を失ったとみられる。なお，暗渠の溝底は堀底から約50cm高い。

堀内出土の遺物のうち，2本の杭は堀の東北隅から東側の堀となる場所で出土したが，このうちの1本は堀底に浅く打ち込まれ，他の1本は堀底に達していないことから，これらの杭は堀内に土砂が堆積していた時期のものとみられる。

暗渠　3層に分けられる地業層の中層から掘り込んでおり，長さ約7.5m，上端幅68cm，溝底幅25cm，深さ地業面から約90cmを測る。断面はU字形を呈しており，溝底からは広葉樹を刳り貫いた材木片が多数出土した。なお，北端の排水口部分は下段の水田の石垣により破壊を受けている。

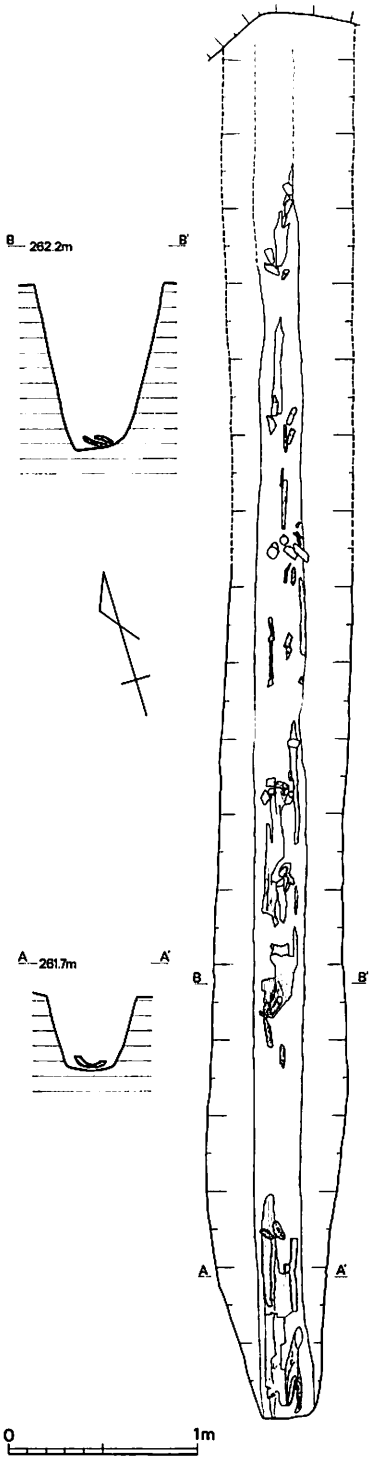

第6図　暗渠実測図（1：40）

堀の外側に広がる平坦地の大部分は地山の削平によるが，第1トレンチ西端は自然地形が傾斜しているため地業を行っている。なお，第1トレンチ直下の石垣は後世のものである。第2トレンチから第5トレンチにかけての平坦地縁辺部は急傾斜に削り出している。第6トレンチ付近から東側は，住居跡状遺構，柵列状遺構の上に概ね三層に区分される地業層がある。上層は灰褐色土に地山の真砂土ブロックが混入し，中層は灰褐色土或は暗茶褐色土，下層は茶褐色土に炭化物を含む土で，土師質土器片などが出土した。なお，北側斜面には堀の浚渫によると考えられる暗褐色土や砂礫土が堆積している。

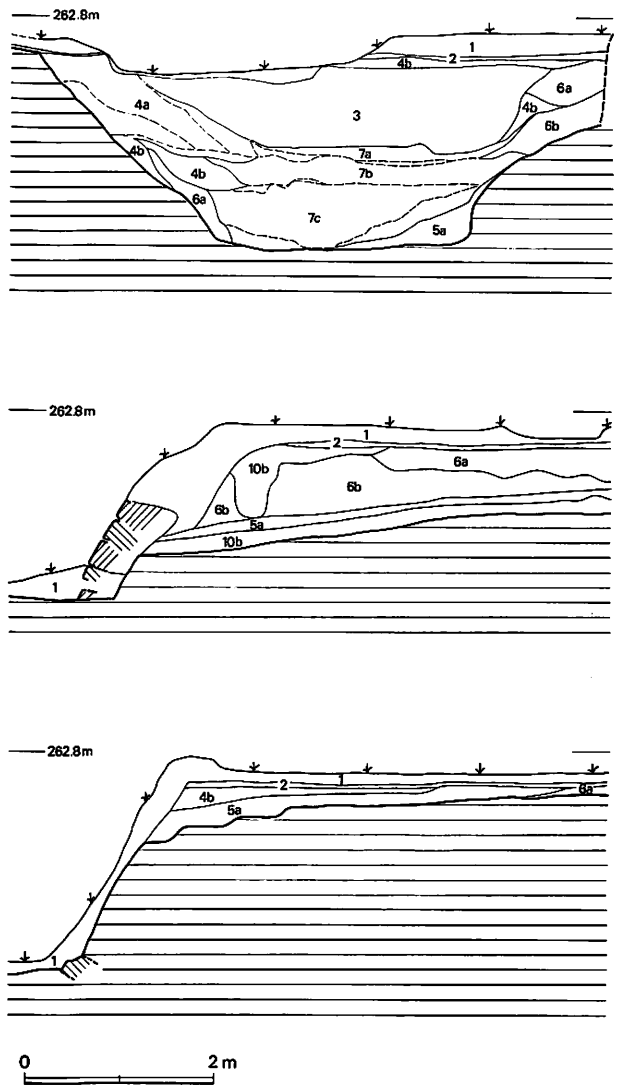

第7図　堀東北隅南壁（上）・第1T西端北壁（中）・第3T東壁（下）土層断面図

1号住居跡状遺構　溝壁が西南隅から東と北に延びており，プランは平面形を呈すると考えられるが規模は不明である。なお西南隅には角礫があり，東北部の床面からは土器の底部を加工した紡錘車状土製品が出土した。また，この遺構を切って幅約30*cm*，深さ5*cm*の溝状遺構と径5～10*cm*の小ピットが柵列状に続くがその性格は不明である。

2号住居跡状遺構　長径13*m*，短径5.7*m*の不整形な長円形を呈する。床面は一部に張床状の部分が認められ，中央にピット1，東南壁にピット3があり，遺構の上部から土師質土鍋片，備前焼片が出土した。なお，西北隅には溝状遺構がある。

V 出土遺物

出土遺物には土器，陶磁器，土製品，杭，釘，銭貨など総数50余点がある。

1号住居跡状遺構の床面付近からは紡錘車状土製品のほか，遺構上の地業層から須恵器，土師質土器，常滑焼，備前焼片などが出土し，2号住居跡状遺構からは土師質土器片，北堀の埋土中からは近世陶磁器類，杭などが出土した。

土器（第8図1～5）　1は瓦質の擂鉢で口縁端部に粘土紐を貼り付けて内外に拡張して肥厚させ，内面は櫛歯状工具による横方向の調整，外面は指圧による押え，ナデ調整である。2～4は土師質の鉢形土器とみられる口縁部で，2は口縁部外方に粘土を貼り付けて肥厚させ，口縁端部に凹線を入れている。3は口縁部に凸帯の粘土紐を貼り付けて肥厚させている。4は口縁部を丸くして肥厚させている。調整はいずれも1と同様であるが4はとくに煤の付着が著しい。5は瓦質の火炉で，内面は櫛歯状工具によるやや雑な調整で，外面は菊花文の印文を施している。このほか，口縁部を肥厚させないで端部を平坦とし，端部から約2㎝下方に凸帯の粘土紐を貼り付けて廻らす瓦質に似た鉢形土器などがある。

陶磁器（第8図6～17）　6～15は有田系磁器である。6の皿は内面に薄い色の呉須で唐草を描き，余白を濃い呉須で充填している。外面にも唐草らしい文様の一部が描かれている。釉薬の透明度は高く，素地は乳白色である。7の皿は二次的火熱に遭っているため釉表が荒れて白濁している。呉須は暗藍色を呈し，筆致はやや粗放である。畳付けはヘラで釉薬を拭い取っており，素地は灰白色を呈する。8の碗は外面には蝙蝠とみられるものを描いている。呉須は良好に発色して藍青色を呈するが釉薬中の気泡のためややくすんだ部分もある。素地は結晶をみせ，色調は純白に近い。他に蝶を描いているものがある。9は僅かに口縁が外湾する小ぶりな碗で，呉須は暗藍青色を呈し，釉薬中の気泡が素地の純白をやや青みがかった色調に見せており，釉薬には貫入が多い。畳付けは熔着を剝がしたためか全面に細かく欠けている。10は高台脇に8～10条の条線が廻り，外面上部には笹らしい文様を描いている。呉須は灰青色で，器面は全体にくすんだ灰色を呈している。高台下部は畳付けに向けてヘラで斜めに面取りを施して露胎させている。11は焼成が不十分なため釉薬が溶けきっておらず白濁

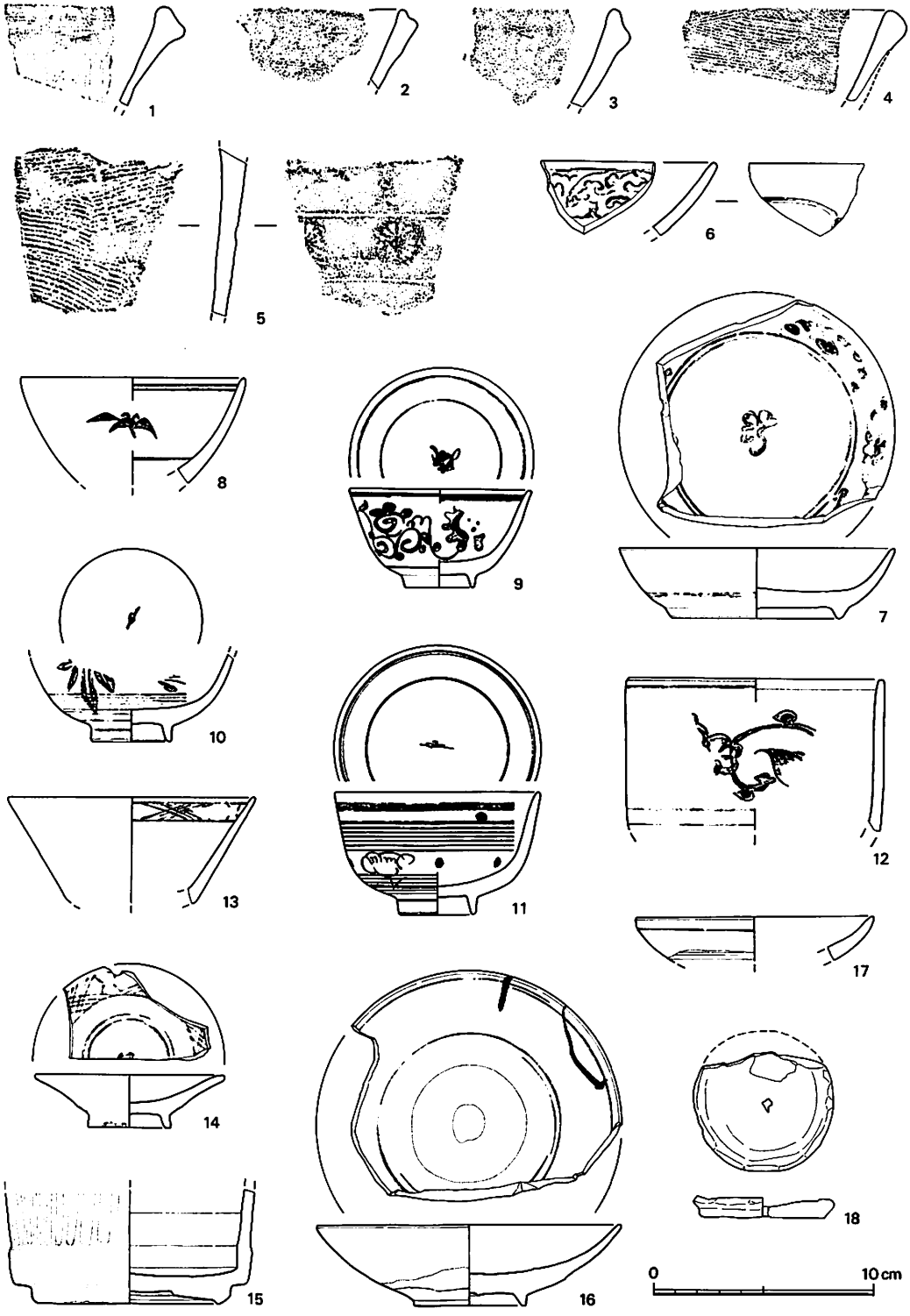

第 8 図　出土遺物実測図(1:3)

している。梅花を3つ描き，梅花と梅花の間に2つの点を配し，その上下に数本の条線が廻る。畳付は，斜めの面取りにより露胎させている。12は香炉で器壁は垂直に立上り，口縁部は口禿とし，呉須は暗緑色に発色している。13は青磁染付の碗である。器壁は直線的で，外面に灰緑色の青磁釉をかけ，内面の呉須は釉薬が夥しい気泡を含んでいるため灰青色をみせている。14は青磁染付の皿で，内面口縁部直下には菱繋ぎ文を描いているが13よりも若干粗略である。高台内は透明釉がかかり，高台脇に浅い凹帯が廻る。15は青磁香炉で，内面は無釉，体部外面に凹凸による条線を文様として配している。高台畳付の内側は1.8cmの幅で釉薬を剝ぎ取って蛇の目状にして，この部分に鉄銹を塗っている。

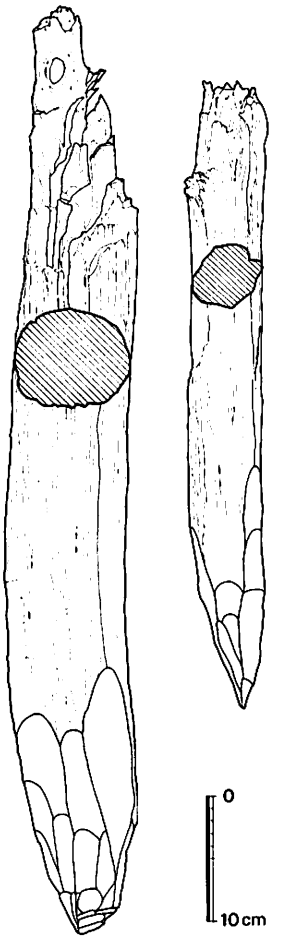

第9図　杭実測図（1：6）

16，17は唐津系陶器である。16は絵唐津の皿で二次焼成を受けて長石釉とみられる釉薬をはかせており，内底面には蛇の目がある。胎土は淡褐色の精良土であるが文様は意味不明である。17は土灰系の釉薬を施して還元炎焼成気味で灰色に発色させている。他に酸化炎焼成気味の底部片があり，これらは松浦系の窯の産品とみられる。このほか，白泥を刷毛で化粧がけした鉢形土器の三島唐津が2点出土している。また常滑焼甕，備前焼甕，擂鉢，近世の白磁椀のほか，明治以降のものとして小谷焼などがある。

土製品（第8図18）　土師質土器の底部を利用した径6.4cm，厚さ0.9cmの紡錘車状の土製品で，その中心に0.4cmの穿孔をしている。

杭（第9図）　1は堀の東北隅から東側の堀となる場所の堀底に浅く打ち込まれていた杭で，長さ72cm，直径9.5cm，先端は粗雑に削っており尖らない。2は1の南側で確認したが，先端は堀底に至らず堆積中に打ち込まれていた。長さ50cm，直径6cmで先端はよく尖っており，共に広葉樹である。

その他　釘は角釘で，銭貨は背文のない寛永通宝で北堀の埋土中から出土した。

Ⅵ　ま　と　め

荒谷土居屋敷跡の調査概要は以上のとおりである。本土居屋敷跡は荒谷氏が現在も屋敷地として使用されているため若干の崩落を受けているが，南側を正面にとって原状をよく残している。土居屋敷跡の堀を除く規模は土塁の外側で，東西軸線約54m，南北軸線52m，土塁に囲まれた内側は東西38～41m，南北35～36mである。この形状と数値は，荒谷氏の本家と伝え，屋号を土居という西条町森近の荒谷土居屋敷跡とほぼ一致しており，同一規模で築かれたことが窺われる。すなわち，もとの形状は正方形で，その一辺は１町の２分の１にあたる30間とし，内側は１町の３分の１にあたる20間を単位としているとみられる。

北堀は北側の土塁に沿って直線的にのび，東北隅で隅丸となり東側の土塁に沿って続いていることが明らかになった。北堀の上端幅は約６m，底面幅は1.90～2.15m，深さは現地表面から約2.20mを測り，堀の外側の立上りは約45度の角度をもち断面形は逆台形を呈している。堀のもとの幅はこの土居屋敷全体が規則的な長さをとることから，土居屋敷の一辺の長さの10分の１にあたる３間幅にとっているのではないかと推察された。西北隅は工事予定地外のため確認することはできなかったが，堀として現存する部分について一部を試掘した結果さらに西側に数mのびていることが予想された。東北隅の結果からすると西側の堀は西側の土塁に沿って南にのび，北堀と同様であろうと思われる。また，正面南側は土塁に囲まれた内側が土塁の外側の水田とは1.5mの差で高くなっており，地形からみてこの部分も堀を繞らしていたと考えるのが妥当のようである。

ところで堀の東北隅から出土した２本の杭は，その出土状態と土層からみて当初のものではなく，堀に水を溜めてこれを利用していた時期のものとみられ，東北隅から外方に設けられた暗渠及び，堀の外側の平坦地から北側の国道側に下って造られている水田耕作と関係するものとみられる。なお，仁賀にぬける南側の谷は正着谷と呼ばれているが，これは正作田からきたものとみられ，早い時期に直営田としていたことがうかがわれる。

北堀の外側に広がる平坦地のうち東北隅と西北隅は自然傾斜にかかるため地業を行

っている。このうち東北隅の地業の下には北と東にのびる壁溝があり1号住居跡を確認した。時期は不明であるが，地業より古く方形プランを呈するとみられる。この住居跡を切って浅い溝と径5～10cmの浅いピットが柵列状に連っているが，その性格については明らかではない。つぎに2号住居跡状遺溝は，平坦地の中央からやや東寄りに位置して不整形な長円形を呈し，壁に沿って柱穴とみられるものがあるほか，西北隅に溝が取り付いており調査時には堆積上の状態やプランからみて，複合する住居跡ではないかと思われたが，その性格については明らかではない。

土塁の高さは水田面より4～4.7mを測り，堀の底面からは6～7mの高低差があって防禦の役割を十分にはたしている。この土塁の構築とその外に広がる平坦地は未調査のため明らかではないが，本遺跡の立地は北に延びてきた丘陵先端がやや小高くなった場所にあって，土塁に囲まれた内部は周囲の水田より1.5～2m高く，地山面がみられることから，この丘陵先端の中央部を削平し，土塁とする部分に盛土するほか，堀内の土を盛り上げて土塁としたものと思われる。また，北堀とその外側の平坦地にみられるように，土塁と堀の外縁部に広がる平坦地の大部分は丘陵斜面部を削平して作り，平坦地外縁部はこの残土や堀の残土などによって地業を行なっているとみられる。この部分は現在水田であるが，当時は畑地・草地として利用のほかに，小屋などが建っていたのであろうか。今後の調査と類例の増加によって検討したい。なお，土居内部の門を入って東南隅に径約1.5mの石積み井戸がある。

荒谷氏については，「芸藩通志」に西条町森近の屋号を土居という荒谷氏と同族との記載がある。現在もこの森近の荒谷氏を本家と伝え，その所伝では貞治5年（1366）に元親の弟の元治が三永に屋敷を築いたという。森近の荒谷氏は元親，元之，元家，元吉と代を重ね，元吉は明応2年（1349）に死亡し，元国は文明3年（1441）に生まれたとされており，荒谷氏はすでにこの時期には竹原小早川氏に従っていたとみられるが，この時期の毛利氏は豊元の代で，山口の大内政弘に従って文明7年（1475）に西条盆地一帯に起った徳政一揆を鎮圧し，細川方の武田，沼田小早川氏による鏡山城攻撃からこれを追い払っており，豊元はこの功により，三永・御薗宇・寺家など西条町一帯の知行を得ている。このことからその知行内である今回調査の三永の荒谷氏は一時毛利氏に従っていたことも考えられる。

ところで森近の荒谷家文書として，①永正2年(1505)小早川弘平預ヶ状写，②天文

5年(1536) 小早川興景感状，③天文23年(1553) 小早隆景宛行状，④永禄7年(1564) 荒谷吉長，国長連署譲状，⑤天正5年（1577）備中賀陽郡妹尾庄内打渡坪付の各文書[1]があり，永正2年にはすでに竹原小早川氏に従っていたことが知られる。さらに15世紀末頃のものといわれる小早川家文書の小早川弘景置文写[2]によって，荒谷氏は永正以前の文明，明応（1469—1500）頃あるいは，それ以前に竹原小早川氏に従っていたようである。

荒谷氏のいる西条町森近や三永の一帯は竹原小早川氏の勢力地としては内陸部の最奥に位置しているが，この一帯は鏡山城を拠点とする大内氏の勢力とも重っており，荒谷氏のような小土豪は不安定な半農半士のような身分であったことが窺われる。

荒谷家の墓地は，土居屋敷跡の東方約300mの小高い丘陵上に位置しており，7基の宝篋印塔と五輪塔の残欠，江戸期の墓石などが並んでいる。このうち7基の宝篋印塔はいずれも室町時代の特色をよく示しており，今回調査の屋号を岩好（岩吉）屋という三永の荒谷氏が帰農する以前の墓代の墓である。このうち中央のものは位置的にみて初代の墓と推定され，築造年代は7基の宝篋印塔を7世代とすると，荒谷氏の帰農から逆算して応永年間（1395—1427）頃とみられる。なお，この宝篋印塔からは約100枚の古銭が出土しているが，その大部分は判読不可能であり，貨幣価値を失って冥銭として埋納されたのであろう。判読可能なものはすべて洪武通宝で，永楽通宝やそれ以後のものは出土していない。このことから中央の宝篋印塔は永楽通宝が一般に流通する以前の応永年間頃とみられ，森近の荒谷氏に所伝する三永の荒谷氏の初代元治の墓とみられる。

（注）(1) 広島県史古代中世資料編Ⅳ「荒谷家文書」
(2) 大日本古文書「小早川家文書」401号

図　　版

a　荒谷土居屋敷近景（南より）

b　同上　（西より）

a　土塁東南隅（東より）

b　同　西南隅（西より）

a　北堀発掘調査前の状態（東より）

b　同上 完掘の状態（東より）

a　堀東北隅（西より）

b　同上 断面（北より）

a　堀中央部断面（東より）

b　第６トレンチ西壁断面（東より）

a　暗渠全景（北より）

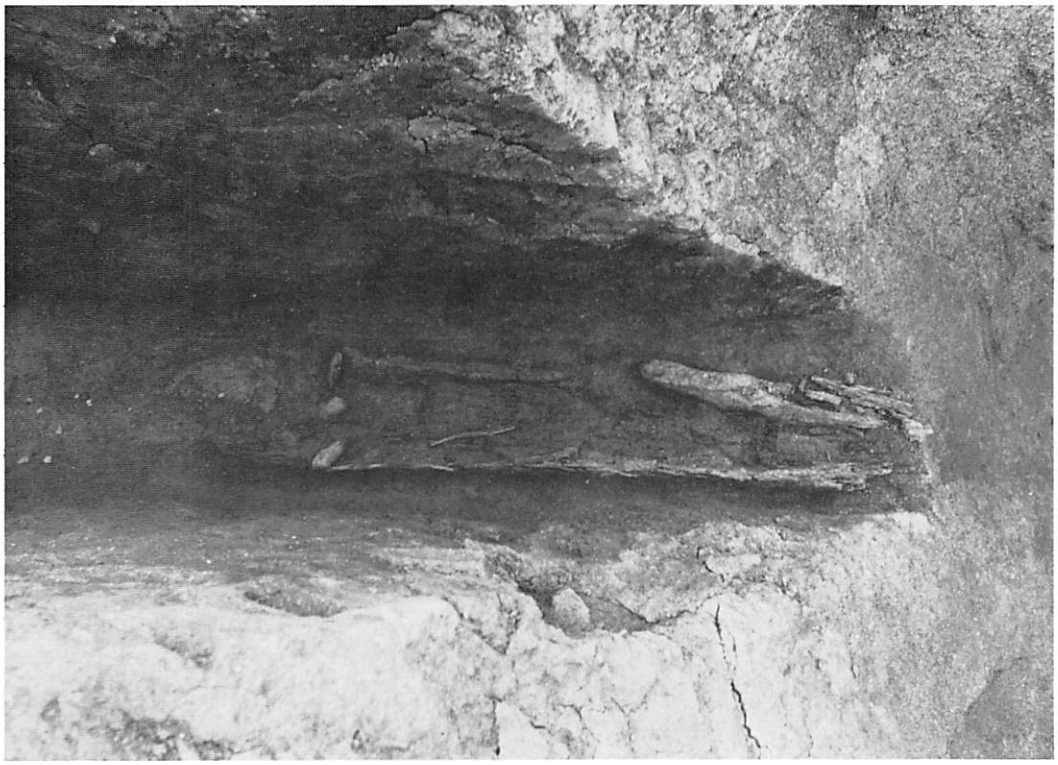

b　同上 取口部（西より）

a　第１号住居跡状遺構及び溝・柵列状遺構（北より）

b　第２号住居跡状遺構（西より）

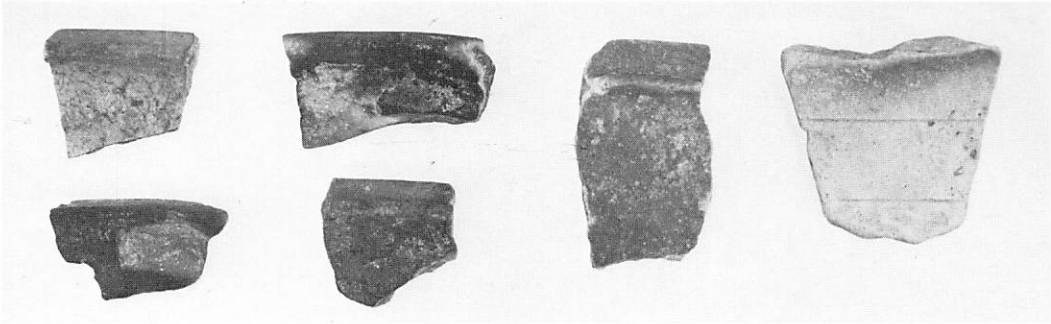

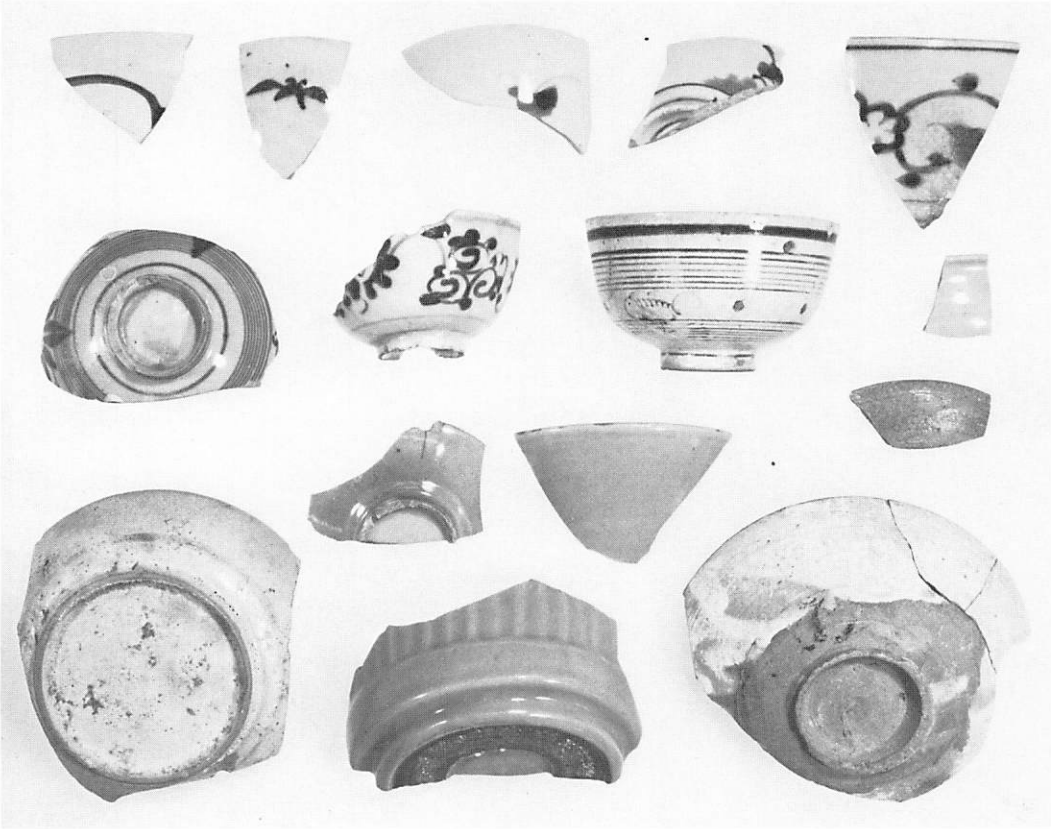

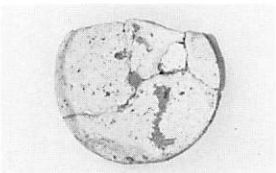

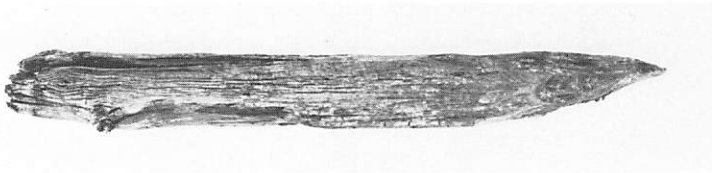

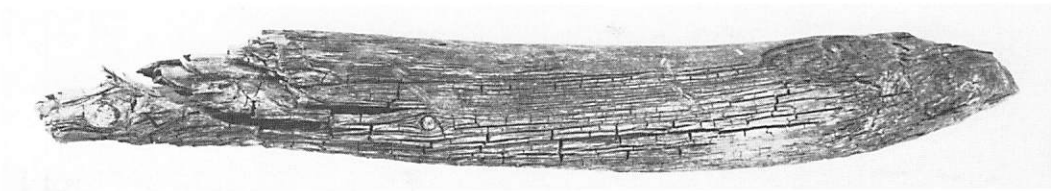

出 土 遺 物

a　荒谷家墓地（東より）

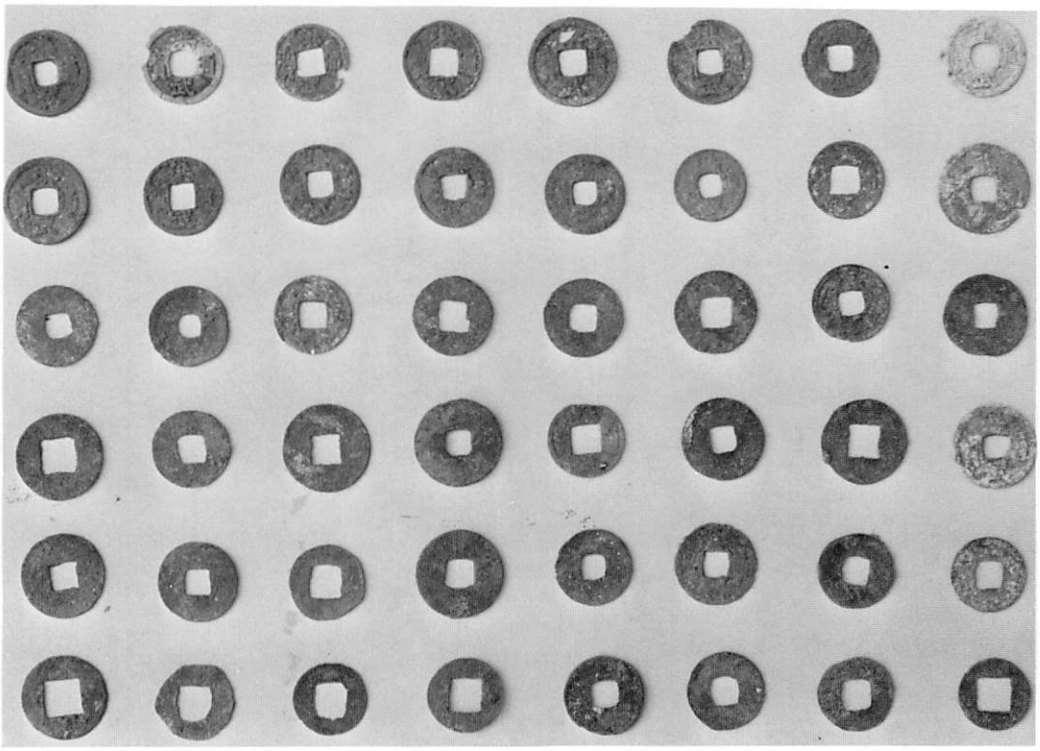

b　荒谷家墓地出土古銭

昭和55年3月　発行

荒谷土居屋敷跡発掘調査概報
—一般国道2号線の改築工事に係る—

編集・発行　広島県教育委員会
(財)広島県埋蔵文化財調査センター
印　　刷　株式会社　柳盛社印刷所